（地域雇用開発促進法施行規則の一部改正）

第十二条　地域雇用開発促進法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十三条　独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　建設雇用改善助成金は、建設教育訓練助成金及び建設雇用改善推進助成金とする。

2　建設教育訓練助成金は、第一号に該当する者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する者であること。

イ　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定に係る職業訓練又は同法第二十七条の二第二項において準用する同法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練（以下「認定訓練」という。）を行う中小建設事業主（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設雇用改善法」という。）第二条第五項に規定する事業主（以下「建設事業主」という。）であって、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時雇用する労働者が三百人以下であるものをいう。以下同じ。）又は中小建設事業主の団体若しくはその連合団体（以下「中小建設事業主等」という。）であって、当該認定訓練の運営に要する経費について雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号。以下「雇保則」という。）第百二十一条に規定する広域団体認定訓練助成金（以下「広域団体認定訓練助成金」という。）の支給又は同条に規定する認定訓練助成事業費補助金（以下「認定訓練助成事業費補助金」という。）の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けるものであること。

ロ　その雇用する建設労働者（建設雇用改善法第二条第四項に規定する建設労働者をいう。以下同じ。）に対し、認定訓練を受けさせ、かつ、当該建設労働者に対し支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該認定訓練を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であって、雇保則第百二十五条第一項に規定する訓練等支援給付金（同条第二項第一号イ及びロに該当する場合に係るもの（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。）。以下「訓練等支援給付金」という。）の支給を受ける建設事業主であること。

ハ　次のいずれにも該当する建設労働者の技能の向上のための実習（以下「技能実習」という。）を行う中小建設事業主等であること。

(1)　技能実習の内容が建設工事における作業に直接関連するものであること。

(2)　技能実習の時間が合計十時間以上であること。

(3)　技能実習を受ける建設労働者の数が一人以上五十人未満であること。ただし、技能実習の内容等を勘案して当該技能実習を適切に行うことができると認められる場合には、この限りでない。

(4)　技能実習の指導員が当該技能実習の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許（職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許をいう。以下同じ。）を有する者、一級の技能検定（職業能力開発促進法第四十四条第二項に規定する技能検定をいう。以下同じ。）に合格した者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ニ　その雇用する建設労働者に対し、次のいずれかに該当するもの（以下「技能実習等」という。）を受けさせる中小建設事業主であって、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該技能実習等を受けさせる期間について支払うものであること。

(1)　技能実習

(2)　技能検定

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、厚生労働大臣が指定するもの

ホ　次のいずれにも該当する建設労働者の技能の向上のための教育訓練であって、通信制によるもの（以下「通信教育訓練」という。）をその雇用する建設労働者が受講するに当たり、当該通信教育訓練に係る受講料の全部又は一部を負担した中小建設事業主であること。

(1)　教育訓練の内容が建設事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に規定する事業をいう。以下同じ。）に直接関連するものであること。

(2)　教育訓練の期間が三箇月以上十二箇月以内であること。

(3)　教育訓練の内容及び方法が厚生労働大臣が定める基準に該当するものであること。

ヘ　建設事業主又は建設事業主の団体若しくはその連合団体（以下「建設事業主等」という。）の実施する建設工事における作業に係る職業訓練を実施する職業訓練法人であって、次のいずれにも該当し、かつ、建設工事における作業に係る職業訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められるもの（以下この項において「職業訓練推進団体」という。）であること。

(1)　数都道府県にわたる地域における建設事業主等の相当数が、当該職業訓練法人の社員であるもの又は当該職業訓練法人の基本財産の拠出をしているものであること。

(2)　建設工事における作業に係る職業訓練の実施に適した職業訓練施設を運営するものであること。

ト　職業訓練推進団体であって、厚生労働大臣が定めるところにより、認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置又は整備を行うものであること。

チ　中小建設事業主であって、厚生労働大臣が定めるところにより、その雇用する建設労働者が職業訓練推進団体の実施する職業訓練を受講するに当たり、当該職業訓練の受講に要する経費を負担したものであること。

リ　中小建設事業主の団体又は連合団体であって、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）又は同法第百二十四条に規定する専修学校（以下この号において「学校等」という。）の児童、生徒又は学生（以下この号において「学生等」という。）に対して行う建設事業に対する関心及び理解の増進若しくは学生等の建設事業への就業に必要な能力（以下この号において「職業能力」という。）の開発及び向上を図るための事業又は学校等の教員に対して行う建設事業に対する関心及び理解の増進若しくは学生等の職業能力の開発及び向上の促進を図るための事業として厚生労働大臣が定める事業を行うものであること。

二　次のイからリまでに掲げる場合に応じて、当該イからリまでに定める額

イ　前号イの場合　広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助に係る認定訓練の運営に要する経費の額（その額が当該経費につき当該年度において要した額を超えるときは、当該要した額）から当該認定訓練の運営に要する経費について広域団体認定訓練助成金の支給額又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けた額を控除した額の二分の一に相当する額を基準として、厚生労働大臣が定める額

ロ　前号ロの場合　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、当該建設労働者に受けさせた次の表の上欄に掲げる訓練の種類及び同表の中欄に掲げる訓練課程の種類に応じ、同表の下欄に掲げる日額（前号ロに規定する通常の賃金の額に相当する額として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額から訓練等支援給付金の支給額を当該支給の対象となった日数で除して得た額を控除した額が、当該日額を下回るときは、当該控除した額）に、当該認定訓練を受けさせた日（訓練等支援給付金の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額